

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
副会長 宮崎 長一郎

【日本薬剤師研修センター】

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働予定および各種申請に係る変更点等について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センターの薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働予定については、これまで9月を目途とされていましたが、昨日、同センターより、10月下旬に稼働を延期予定との事務連絡がありました。

このことに伴い、各種申請等に変更がありましたので、下記に要点をまとめました。同センターの事務連絡と併せご確認ください。

なお、同センターに照会しましたところ、研修実施機関登録の審査については現時点で申請を受け付けている団体については鋭意審査を進めている、これまで実施機関から寄せられた質問についてはQAにまとめたので参照いただきたい、6月に開催予定であった薬剤師研修協議会連絡会については、今しばらくお待ちいただきたい、薬剤師個人へのPECSについての周知は、現行システムに登録のある方、認定を取得している方へは、メールのほか、認定ハガキ、認定更新のお知らせで鋭意周知を進めている、との回答がありました。

PECSには現時点で約7万人が登録済みとなっているとのことです。都道府県薬剤師会より積極的な周知を進めていただいた結果と思われます。同センターには引き続き本会からも必要な事項の照会を進めてまいりますので、引き続き、ご高配のほどお願いいたします。

記

1. 研修会開催申請

現行薬剤師研修支援システムでの研修受講シール申請受付（紙の研修受講シール）：

【受付期間】

[現行] 令和3年8月31日までに開催のもの → [変更] 同年11月30日までに開催のもの

【申請期限】 令和3年8月31日まで

※同センターに照会したところ、PECS稼働後の研修会開催申請受付および、PECSにおける新たな研修実施機関登録の開始は稼働より前に開始するとのことですが、現在のところ日程は未定です。

2. 時限的特例措置

【時限的特例措置の適用期間】

[現行] 令和3年9月30日までに開催のもの → [変更] 同年11月30日までに開催のもの

【時限的特例措置の新規の適用願（特例を利用する団体届出）の申請】
令和3年7月15日（消印有効）を以て受付を終了

3. 現行（手帳等を利用）の薬剤師個人の認定申請

特に「研修認定薬剤師」について、10月31日（消印有効）までの申請分は現行の手帳等を利用した認定申請を受け付けることとされましたが、認定申請料の払込期限が9月30日までとされているため注意が必要です。

また、更新申請の場合、現行では認定更新期限の1か月後まで申請が可能ですが、9月から10月下旬のPECS稼働までに更新期限を迎える方の申請料の払込期限は、期限の1か月後ではなく、「9月30日まで」となることに留意する必要があります。なお、PECSにおける認定申請の受付開始日については、現在のところ未定です。

・「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」

【申請期限】令和3年10月31日（消印有効）〔個人から研修協議会への申請期限〕

【認定申請料払込期限】令和3年9月30日〔個人から研修センターへの払込期限〕

・「小児薬物療法認定薬剤師」（新規・更新ともに現行システムで申請）

【認定申請料払込期限】令和3年10月20日〔個人から研修センターへの払込期限〕

4. 現行の研修支援システムでの受講単位請求期限等

・「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」

【単位申請期限】令和3年8月31日

【取得済み単位の印刷（ダウンロード）期限】令和3年10月15日

・「小児薬物療法認定薬剤師」

【令和3年11月30日までに参加等した研修会の単位請求期限】令和3年12月31日（消印有効）

◆添付資料

・【日本薬剤師研修センター 事務連絡 令和3年7月13日】
薬剤師研修・認定システム（PECS）の今後の予定及び「質問及び回答（その2）」について

◇参考資料

・日本薬剤師研修センター、研修認定薬剤師制度対象研修会の開催申請スケジュール等資料
（事務連絡を基に、日本薬剤師会にて作成）

【研修センター、認定手続きの電子化、PECSに関する事項の掲載サイト】

<http://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteitetudukidenshika.html>

以上

事 務 連 絡

令和3年7月13日

各都道府県薬剤師研修協議会御中
公益社団法人日本薬剤師会御中
一般社団法人日本病院薬剤師会御中

公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の今後の予定
及び「質問及び回答（その2）」について

標記については、別添1及び2のとおりですので、お知らせします。なお、本件は、当財団ホームページの「認定手続き等の電子化（お知らせ）」に掲載します。

別添1

薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の今後の予定について

令和3年7月13日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

現在、薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の本稼働へ向けてシステム構築を行っておりますが、現時点における薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の本稼働の時期は、令和3年10月下旬とします。なお、複数区分の実施機関登録申請や研修会等の開催申請についてはそれ以前に開始する予定です(開始時期は改めてお知らせします)。ただし、本稼働の時期等については、構築の進捗状況等により、今後変更になることもありますので、ご承知おきください。

これに伴い、現行方式による研修会の開催申請等は次のとおりとします。ただし、認定実務実習指導薬剤師に関わる養成講習会開催申請及び認定申請(新規又は更新)は、従来どおりとします。

1. 研修会の開催申請等

開催日が令和3年11月30日までのものについて、8月31日まで受け付ける。9月1日以降は新規申請、変更申請とも現行方式では受け付けない。なお、開催日が9月下旬以降のものは開催日順に審査を行う。

時限的特例の適用は開催日が令和3年11月30日までのものまで延長する。ただし、新たな適用願の受付は既定どおり7月15日(消印有効)までとする。

新たな研修実施機関の申請も既定どおり7月15日(消印有効)までとする。

2. 認定申請

(1) 研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師

令和3年10月31日(消印有効)までの申請については、従来どおりの方法で受け付ける。ただし、認定申請料の払込は9月30日までとするので、10月中に申請の予定がある場合は、9月30日までに払込みを行うこと。

(2) 小児薬物療法認定薬剤師

新規・更新ともに薬剤師研修支援システム(PESS)から申請し、令和3年10月20日までに認定申請料の払込まで完了させること。

3. 受講単位請求

(1) 研修認定薬剤師制度及び漢方薬・生薬認定薬剤師制度

令和3年8月31日までの申請を受け付ける。9月1日以降に申請されたものは受け付けない。取得した単位は、10月15日までに、受講履歴メニューより印刷すること。

(2) 小児薬物療法認定薬剤師制度

令和3年11月30日までに参加等した研修会の受講単位請求は従来の方法により12月31日(消印有効)までに行うこと。

別添2

薬剤師研修・認定電子システム(PECS)質問及び回答（その2）（令和3年7月13日） （PECSの研修実施機関登録申請に関するもの）

1. 都道府県薬剤師会の支部について

- (1) 支部が単独で法人格を有している場合は、実施機関（施設）区分の⑧（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの）で申請することとなります。
- (2) 支部が法人格を有していないものの、単独で独自の会則を有し、支部長を代表者とする組織体制を構築している場合は、実施機関（施設）区分の⑩（任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの）で申請することとなります。
- (3) 支部が法人格を有しておらず、かつ単独で独自の会則を有していない場合は、都道府県薬剤師会の一部となるため、研修実施機関の条件を満たさず、申請することはできません。この場合、会則等を整備して実施機関（施設）区分の⑩で申請してください。

なお、研修実施機関登録をした都道府県薬剤師会において、支部分を含めて統合して研修会開催関係の事務手続きを行う場合は（当財団からの連絡に使用するメールアドレスは1つのみです）、QRコード読取装置の貸与希望台数は、支部分を含めて記載して差し支えありませんが、過大にならないようご注意ください。

2. 都道府県薬剤師研修協議会について

都道府県薬剤師研修協議会が研修会等を開催するのであれば、研修実施機関として登録申請してください。都道府県薬剤師研修協議会は任意団体ですので実施機関（施設）区分の⑩（任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの）での申請となります。

3. 研修会等の開催申請業務の委託について

当財団の単位交付の対象となる研修会等を開催しようとする場合、団体ごとに研修実施機関として登録する必要があります。業務委託契約等を締結した委託先に業務を委託することは可能ですが、ユーザID及びパスワードはその団体固有のものでありますので、管理に十分注意してください。支障を生じた際の責任は研修実施機関にあります。

4. 任意団体の代表者届について

- (1) 任意団体の申請において添付を求めている代表者届に捺印する印鑑及び印鑑証明書は、代表者個人のものであります。なお、これは任意団体の責任の所在を明確にするためのものでありますので、提出は必須です。
- (2) 代表者が変更になった場合の代表者届に関する変更届出は不要です。ただし、PECS登録事項の該当部を変更してください。

5. 支払方式について

申請時に納入する費用の決済は電子的に行っており、請求書の発行はいたしません。また、支払方式は当財団において利用している決済代行業者の方式によっており、その他の方式をとることはできません。

6. QRコード読取装置について

QRコード読取装置の貸与希望台数は、PECS様式20「研修実施機関の登録申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）」の最下部「（参考）貸与を希望するQRコード読取装置の台数」に記載して提出します。貸与台数は当財団が定めますが、その際、同様式に記載された常時使用できるパーソナルコンピューターの台数を勘案しつつ、貸与希望台数に配慮して決定します。なお、貸与の期間は研修実施機関の登録期間となります。

また、貸与する読取装置以外の使用に関しては、ホームページに掲載している「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）質問及び回答（その1）（令和3年3月26日）」の間46を参照してください。

7. 国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人の附属又は設立する医療機関の実施機関登録申請について

これに該当する医療機関は、設立母体で申請する方法と個別の医療機関ごとに申請する方法のいずれかで申請することができます。

このうち、設立母体で申請する場合は、設立母体の長が申請者となり、いわゆる本部において研修等の事業を統合的に行うこととなります。申請の際の実施機関（施設）区分は①から⑤までのいずれかとなります。

個別の医療機関ごとに申請する場合は、医療機関の長（病院長）が申請者となり、個々の医療機関ごとに研修会の開催申請等を行うこととなります。申請の際の実施機関（施設）区分は⑥となります。

（この質問及び回答は、令和3年4月28日から令和3年7月7日までに当財団に届いたもののうち、PECSの研修実施機関登録申請に関するものをまとめたものです。）

日本薬剤師研修センター

【研修認定薬剤師制度】対象研修会の開催申請スケジュール

	令和3年(2021年)					令和4年(2022年)		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修会開催日	令和3年11月30日までの開催分					令和3年12月以降の開催分		
【現行】 薬剤師研修支援システム (紙の研修受講シール)	8月31日 まで受付	9月下旬以降の開催分は、 開催日順に審査						
【新】 薬剤師研修・認定電子システム (PECS)		受付開始日は未定		10月下旬 稼働予定				

※時限的特例措置の適用期間も延長

[現在] 令和3年9月30日までに開催の研修会

↓

[変更] 令和3年11月30日までに開催の研修会

研修センターによると、なるべく、受付の空白期間が長くないようにする、現行方式の受付とPECSでの受付が重なる期間の取り扱いを含めて、後日改めて通知するとのこと。

【以下は日薬の見解】

9月の早い段階で受付が始まれば、10月後半～11月開催分も申請できる可能性はあるが、11月開催分までは現行システムで早めに申請しておくのが無難。

日本薬剤師研修センター 認定薬剤師申請スケジュール

	令和3年(2021年)						令和4年(2022年)		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【現行】 手帳等を利用 研修認定薬剤師 漢方・生薬認定薬剤師 現行方式(手帳等)による紙媒体で受付。 申請期限: 令和3年10月31日(消印有効) 認定申請料払込期限: 令和3年9月30日							研修認定薬剤師更新申請について 更新申請の場合、現行では、認定更新期限の1か月後まで申請が可能ですが、9月から10月下旬のPECS稼働までに更新期限を迎える方の申請料の払込期限は、期限の1か月後ではなく、「9月30日まで」となることに留意する必要があります。なお、PECSにおける認定申請の受付開始日については、現在のところ未定です。		
【現行】 薬剤師研修支援システム 小児薬物療法認定薬剤師 現行方式(支援システム)で受付。 申請期限不明 認定申請料払込期限: 令和3年10月20日									
【新】 薬剤師研修・認定電子システム(PECS)							PECS稼働後の申請方法は別途公表		

日本薬剤師研修センター 受講単位請求、取得済み単位の取り扱いスケジュール

	令和3年(2021年)						令和4年(2022年)		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【現行】 薬剤師研修支援システム 研修認定薬剤師 漢方・生薬認定薬剤師 現行方式(支援システム)で受付。 申請期限: 令和3年8月31日 受講履歴メニューでの取得済み単位の印刷期限: 令和3年10月15日									
小児薬物療法認定薬剤師 現行方式(支援システム)で受付。 令和3年11月30日までに参加した研修会の単位請求期限: 令和3年12月31日(消印有効)									